

第6回

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

農林水産省農村振興局

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

(第 6 回)

日 時：令和 3 年 1 月 22 日（金）13：00～15：24

場 所：農林水産省第 3 特別会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 第 5 回検討会における主な御意見について
- (2) 本検討会における検討の視点の整理
- (3) 国土の管理構想について
- (4) 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」の検討内容について
- (5) 討議
- (6) その他

3. 閉 会

【配布資料】

資料 1 第 5 回検討会における主な意見等（農林水産省）

資料 2 本検討会における検討の視点の整理（農林水産省）

資料 3 国土の管理構想について（国土交通省）

資料 4 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における検討内容について（農林水産省）

資料 5 本日議論いただきたいポイント（農林水産省）

参考資料 1 両検討会に相互に関係する主な意見等（農林水産省）

参考資料 2 令和 3 年度農林水産関係予算概算決定について

令和3年1月22日（金）13：00～

○佐藤総括

ただいまより第6回長期的な土地利用の在り方に関する検討会を開会いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、牧元農村振興局長より挨拶を申し上げます。

○農村振興局長

農村振興局長、牧元でございます。

委員の先生方におかれましては御参加を頂きまして、誠にありがとうございます。前回の本検討会が12月11日ということで予算も大分大詰めの時期でございましたけれども、その後、政府案の取りまとめが行われましたので、私の方からまずその点について御報告をさせていただきます。

本検討会との関連で申し上げますと、私ども農山漁村振興交付金という全体として100億ぐらいの大きな予算の束がございますけれども、この中で最適土地利用対策ということで農地の有効活用でございますとか、あるいは粗放的な利用によるモデル的な取組の支援といったような内容も盛り込ませていただいているところでございます。このほか、農業・農村整備事業関係予算につきましては補正予算と合わせまして6,300億円といったような予算も計上したところでございます。

さて、本日の検討会でございますけれども、前回まで委員の先生方から大変いろいろな意見を頂戴したところでございます。それらを踏まえまして、私どもの方から検討の視点について御説明をさせていただきますとともに、国土交通省さんからは国土の管理構想についての御説明、また、もう一つの検討会でございます農村政策の在り方検討会の座長であります小田切先生にも御参加を頂くことになっているところでございます。

委員の先生方におかれましては、このコロナ禍の下でウェブ形式ということではございますけれども、積極的な御議論というものをお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○佐藤総括

議事に先立ちまして、本検討会の公開方法を説明いたします。

傍聴はウェブにて原則可とし、会議への提出資料及び議事録は、会議終了後、ホームページにてそれぞれ公開することといたしますので、御了承願います。

本日は、広田委員、深町委員が御欠席となっております。また、新しい農村政策の在り方に関する検討会の小田切座長にもウェブにて御参加を頂いております。本検討会とは人材確保などについて相互に関係する事項もございます。双方の検討状況を踏まえて意見交換を行いたいと思っております。

本日は、新型コロナの影響によりウェブでの開催となっております。ウェブ参加の場合、会場の発言が小さいと聞き取りづらい場合がございます。御発言の際には、必ず大きな声ではっきりと御発言いただくよう御協力のほどよろしくお願いいたします。特に語尾が聞き取りづらい場合がございます。御留意いただければと思います。

それでは、以後の議事進行について池邊座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○池邊座長

改めまして、皆様、本日は御出席のほどありがとうございます。

今御説明がございましたように、本日は新しい農村政策の在り方に関する検討会の方から小田切座長にもウェブ参加を頂いております。今まで私どもの検討会の中でも関連のある御意見がたくさんありまして、是非とも両方の意見交換をという御希望がありましたので、今日は小田切座長様に御参加いただきまして、大変有り難く思っております。小田切座長さん、よろしくをお願いいたします。

○小田切教授

こちらこそどうぞよろしくお願いいたします。

○池邊座長

また、後ほど議題の（４）、また、その後の討議にも一緒に加わっていただく形で御参加いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事次第第２の（１）第５回検討会における主な意見及び（２）本検討会における検討の視点の整理について、事務局より一括して資料説明をお願いいたします。

○農村計画課長

農村計画課の庄司でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を御用意ください。いつものように、左下の隅に比較的大きな文字で通しページが振ってあります。

まず資料1、資料1は3ページ以下になります。よろしくお願いいたします。

4ページをお願いします。通し番号がございます。

通し番号の8番を御覧ください。前回のまとめですけれども、広田委員の方から、兼業・副業の農業者など多様な主体の参入を積極的に進めることが中山間地域が生き残るための一番重要なポイントである、といったような指摘がございました。これについては、まさに農村政策検討会で検討中のテーマでもございますので、本日は、農村政策検討会の検討内容を御紹介するというようにしておりますし、小田切座長にも御参加を頂いているということでございます。

それから、5ページの方の27番でございます。これも広田委員の方から、フローチャートの修正の御意見がございました。

これは次のページ、6ページを御覧ください。一番下の赤枠を付けてありますけれども、土地を利用・管理する主体の形成というのを追加しています。

続きまして、資料2でございます。本検討会における検討の視点の整理でございます。

少し飛んで、10ページを御覧ください。

これは、第1回目の検討会で7つの論点をお示したということでございます。

11ページをお願いします。

本日は、この7つの論点を更にブレイクダウンしまして、検討の視点を事務局の方で整理させていただきました。今後、施策の方向性を整理するということになりますけれども、その基になるものでございます。

次の12ページをお願いします。

さっきの検討の視点をどういうふうに作ったかというのをまず御説明したいと思いますが、12ページ以下に1回目から5回目までの検討会で頂戴しました御意見を7つの論点ごとに整理した上で、更にグルーピングをしてあります。例えば、一番最初のアの最初の4つのところですね。これはいろんなことが書いてありますけれども、どれも土地利用区分の充実の関係のグループだということです。こういうグループ名を、検討の視点ということで抽出して並べていたのが、ちょっと戻りますけれども、11ページの検討の視点ということになります。一部並

びを取って入れているものもありますけれども、基本的に皆様の意見の方から抽出したものを並べているということでございます。事務局で整理をしたものですので、これは違うよとか、こういうグルーピングの方がいいとか、いろいろ御意見があると思いますので、それを頂戴できればというふうに思います。

以上になります。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの御説明に対して細かい点につきましては、来週29日金曜日までに事務局まで御意見を頂くということにいたしまして、本日は大きな事項や共通の事項について御意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。リモートでつながっていらっしゃる方、どなたか御意見ございますでしょうか。御意見、御質問。

よろしゅうございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

また何かありましたら戻るということで、それでは、先に進めさせていただきます。

続きまして、議事次第の2の（3）国土の管理構想についてということで、本日は国土交通省国土政策局総合計画課の山本様にいらしていただいておりますので、御説明いただきます。山本様、よろしくお願いいたします。

○国土交通省

国土交通省の山本と申します。本日はよろしくお願いいたします。

資料3を御覧ください。私たちのところでは国土の管理構想というものを検討しておりますので、本日、この説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ目を御覧ください。

平成27年に閣議決定しました第5次国土利用計画の概要を付けております。この国土利用計画の内容を受けて私たちは今管理構想を検討しているんですけども、こちらの内容については人口減少のかなり進んでいる状況に対して適切な国土の管理を実現する国土利用を行っていくことや、開発圧力が低下している中で自然環境や美しい景観を保全、再生、活用する国土利用を行っていくことであったり、災害が大規模化している中で安全・安心を実現するような国土利用ということをやっていくべきなのではないかといったことを基本方針として、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指すということで計画が立てられております。そして、

これらの取組を、人口減少だったり高齢化、それから、財政制約が進行する中で進めていくためには、様々な効果をもたらすような複合的な施策の推進であったり、国土を選択的に利用するという視点が必要なのではないかということで国土利用計画は立てられております。

次のページを御覧ください。

そういった国土利用計画の改定を受けまして、平成28年4月に国土管理専門委員会が設置されております。そして、この委員会の中で人口減少に対応した国土利用・管理の在り方であったり国民の参加による国土管理について調査していくということで、この中で国土の管理構想を検討しているところです。本日御欠席ですけれども、広田委員はこちらの委員にもなっていていただいております。

次のページを御覧ください。

既に4年間委員会は検討しておりまして、簡単にこれまでの委員会の経緯を御説明いたします。初年度、2017年取りまとめですけれども、このときは市町村レベルで国土利用・管理上の課題というものを整理していく中でどのように対処できるかといったことを検討してまいりました。そして、2018年には持続可能な国土利用・管理の在り方について具体的な課題とか解決の方向性を整理して、どういった工夫をしていければ国土利用・管理が進められるのかということを検討してきました。

そして、2019年取りまとめですけれども、こちらは2017年、2018年では、どうにか工夫して国土利用・管理をしていこうという話で議論してきたんですけれども、どうしてもどんな工夫を凝らしてもなかなか全ての土地の利用・管理を進めていくということは難しいだろうということや、かなりの土地が将来的には完全なる放置をされてしまう可能性があるのではないかとということを議論していきまして、その中で土地の放置によって発生する悪影響のレベルが低いところであれば、必要最小限の管理ということで見回り活動レベルのかなり低減した管理の在り方というものも選択肢として持っていくべきなのではないかということを提言しました。そして、その中でどういった管理の在り方を地域住民の皆さん主体の中で検討していくべきなのかということを管理構想として考えていこうということを提示させていただきました。

そして、2020年、昨年度の議論としては、そういった地域で実際に地域の土地利用の在り方を検討するのは、どういった地域で行っていくべきなのかということを検討しまして、その中で中山間地域を中心とした地域で、こういった地域主体での議論は特に進めていくべきではないかということを整理しまして、本年度はそういったこれまでの議論の経緯を踏まえて人口減少下の課題に対応した国土の管理の在り方として、国土の管理構想を出していこうということ

で今議論を進めているところです。

4 ページ目を御覧ください。

国土の管理構想の概要を付けております。国土の管理構想は、国、都道府県、市町村、地域の各層で管理構想を策定するということを考えております。国については、長期的な視野だったり広域的な視点から国土全体の単位としての管理の在り方として考慮すべき視点や分野間の調整点、統合的考え方を示していきたいというふうに考えています。そして、先ほどの説明でもお話ししたとおり、特に地域住民主体の取組というものを重視しておりまして、地域の中で住民自ら地域の現状課題の把握であったり将来予測というものをさせていただいて、土地の管理の在り方というものを住民の主体で地図化していってもらえると、そういった地域管理構想の取組を進めていきたいと思っております。そして、地域の取組を進めるに当たっては、市町村の取組と一体的に進めていただきたいというふうに思っています。

次のページから簡単に市町村管理構想の説明もさせていただきます。

市町村についても地域と同じように現状把握と将来予測をしっかりとさせていただきたいと思っております。既存のデータであったり個別の施策の中からしっかりと状況を把握させていただいて、土地の管理水準の低下によって発生する課題やその課題が懸念されるエリアというものをしっかりと整理していただきたいと思っています。

そして、次のページですけれども、そのデータでの客観的整理に加えて地域の集落にしっかりと聞き取りを行っていただいた情報を追加的に整理していただくことと、それから、市町村の中の各部局もしっかり協議の場を設けていただいて、市町村内での課題認識だったり意向の調整をしっかりといただくということと、それから、国・都道府県でも管理構想を作ることになっておりますので、そちらで示していくような広域的視点というものもしっかり整理していただきたいと思っています。

そして、7 ページ目になりますけれども、全体の通しだと23ページですね、市町村管理構想として市町村土の管理の在り方の方向性と対応すべき課題の設定、それから、管理すべきエリアというものをしっかりと設定いただいて、市町村管理構想、そして、それを地図化した市町村管理構想図を策定していただくということを考えています。

次のページから地域管理構想について説明します。

今、この資料の下側に長野市中条地区の事例ということで載せさせていただいておりますけれども、私たち国土政策局の方で長野市の方でワークショップを行っておりまして、実際に地域の土地の利用・管理について地域住民の皆様と一緒に議論させていただいているところです。

こちらは林先生にも御協力いただいてやっているところです。

まず地域としては、地域における現状把握と将来予測をしっかりといただいて、自分たちの暮らす地域についてまずは考えていただくということで取組を進めております。一般的なワークショップでもありますように、地域の資源状況だったり魅力というものをしっかりと把握していただいた上で、この下側に地図がありますけれども、今の現状がどういう土地利用の状況になっているのか、そして、10年後にはどのようなになってしまうのかというものをしっかり目に見えるように把握していただいて、過去から現在にわたる土地利用の状況を振り返っていただいたり、この将来像を見た上での10年後の見通しの把握や土地利用に限らない地域の将来どうなっていくのかということを皆さんで検討していただくことを行っています。

そして、次のページになりますけれども、そういった地域で現状把握と将来予測をした結果を踏まえまして、実際に地域の土地の使い方というものを考えていただくと。そして、その考えた土地の使い方を地図に落とし込んでいただくという取組を考えています。これが下側の地図にあるとおり地域管理構想図というものを考えています。

そして、上側のフロー図にありますとおり持続的な土地の管理について地域で考えるに当たって、管理を持続する必要がなくて、かつ地域へ悪影響が発生する可能性が低い土地、無視できるレベルには小さい土地については必要最小限の管理ということで、物理的な管理行為は行わないで見回り活動レベルを行うという土地としても選択していいのではないかとということ、そして、悪影響が無視できないほど大きいようなところは、粗放的管理といわれるような手の掛からない管理を行っていくべきではないか、そして、どうしても地域としてはやっぱり優先的に持続していきたい土地については積極的に利用する選択肢をいろいろと考えていくべきではないかというふうに考えています。

そして、次のページですけれども、そういったそれぞれ地域の中で考えた土地の管理の在り方について、実際の行動計画に落とし込んでいただきたいと思います。そして、全ての土地の利用・管理について地域で議論がし切れるわけではありませないので、それについては地域で最低限のルールを策定していただいて、その中でどういったことを地域として進めるかということを決めていっていただきたいと思います、こういう形で地域管理構想として作っていききたいと思います。

その次、更に次のページについては国土の管理構想の今議論している構成案を参考までに付けさせていただきます。

説明は以上になります。

○池邊座長

山本様、ありがとうございました。

それでは、ここで本来であれば皆さんにまずは御質問を求めるところなんですけれども、今回御欠席の広田委員からこの国土管理構想についてコメントを頂いておりますので、事務局の方から御紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○農村計画課長

分かりました。広田委員からコメントを頂戴しております。極力原文どおり読み上げをしようと思いますが、本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、原文の趣旨を損ねない範囲内で、若干の補足をする場合がございますので、御了承いただければと思います。

国土管理構想との差別化についてというコメントを頂いています。国土管理構想の方は農用地に限らず、いろんな種類の土地利用を対象にしている。策定に関わる主体も農業者に限られない。地域全体の土地管理構想というイメージである。これに対して、農水の長期的な土地利用検討の方は主に農用地が対象で、策定に関わる主体も農業者中心、農用地の将来土地利用構想といったイメージである。

ただし、国土管理構想の方も、農業が比較的盛んで土地利用も農用地が主体、農業者が多数を占めるといったような地域で策定するのであれば、長期的な土地利用検討の方に限りなく近づくと、逆に長期的な土地利用検討の方も、農用地に限らず広く土地利用全般を扱い、かつ、非農業者も入れた検討になるのであれば、国土管理構想に近づくように思える。おそらく両方の主体がどこになるか、あるいはどこにすればよいかによって両者のどちらに取り組むかが決まってくるようにも思う。一つの形として、市町村が全域を対象に市町村管理構想を策定し、その中で地区ごとに、地域管理構想、農水の方の土地利用検討のいずれかを選んで策定するといったやり方もあり得るのではないかな。

以上でございます。

○池邊座長

ありがとうございました。今の点については山本様、何かございますでしょうか。

○国土交通省

こちらの考えていることと基本的には同じ方向なので、ありがとうございます。

○池邊座長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの国土交通省からの御説明に対しまして御質問のある方、挙手をお願いいたします。いかがでございますでしょうか。

では、ちょっと皆様方が考えていらっしゃる間に私の方から御質問というか、半分意見にもなるんですけれども、させていただきます。今回の地域管理構想は非常にこれを国土交通省の方で考えていらっしゃるって、しかも、小さな市町村の地域でサポートして作ろうというのは非常にいいことだと思うんですが、今回ワークショップをやられたという中条地区、ここは棚田のある地区だというようなことだと思うんですけれども、私、実は国土交通省の前の土地局時代にこういう土地利用調整基本計画というのを3年間で市町村で作るという事業に広田先生なんかも関わられていたと思うんですけれども、私も全国で多分四、五十ありまして、うちにも全部計画図書がございますが、実際それをちょっとドクター論文にもした人間でございますけれども、なかなか今ここではやはり棚田などがありまして、グッドシナリオみたいなものも考えられるのでいいんだと思うんですけれども、まずはやはり10年後、20年後というのが我々専門家ですと、やはりいろんなマスタープランとか基本計画についても基本的には10年後があって、それに対して20年後というものもあるということで、ここで10年後、20年後ということで過去、現在、未来というのを捉えられているのはとてもいいことだと思うんですけれども、やはりこういう特に中山間地域ですとか、現在、農振農用地以外の特に私が対象にしていたのは計画的白地地域でございますね。

日本全国には御存じのように5地域の白地というのがたくさんございまして、そういうところにおきましては、なかなかグッドシナリオというのが考えにくい。そして、将来的なものというふうになりますと、基本的にここでは棚田百選の場合は子供たちへ耕作の必要性を理解してもらうとか、どちらかというと非常にグッドの中でもかなり最優秀ぐらいの考え方をしているんですけれども、こういうことができるところというのは本当にごく少数で、皆さん一緒に考えてみましょうといっても、5年後も分からないというようなところがほとんどだと思うんですけれども、これに関して管理をするというコストだとか人間、それから、ここにおける管理構想の法的な担保といいますか、そのあたりについてはどういうふうにお考えか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○国土交通省

ありがとうございます。なかなか池邊先生おっしゃるとおり5年後も分からないようなところというのはかなり多いのではないかというふうに思っていて、全ての地域でこういった地域住民主体で議論ができるのかというと、なかなか難しいのではないかというふうに私たちも思っているところです。その中でまずは地域の現状をそもそも把握していただくとか、考えなきゃいけないんじゃないかというところにまずはたどり着いていただくということが重要なのではないかというふうに考えておりまして、そういった意味ではこちらの説明でステップの一番最初、ステップ1で現状把握をするということがあると思うんですけども、そちらを重視するということを考えております。なので、その先の土地利用の選択だとかというのは、なかなかそこまでし切れないところは難しいという前提でやっていければいいのではないかというふうに考えております。

そして、ちょっと法的な措置についてですけども、私たちは国土利用計画を担当しておりますので、基本的には地域管理構想も国土利用計画の枠の中で議論をしております。都道府県と市町村については国土利用計画が完全に法定されておりますけれども、地域については法定されておきませんので、そこは市町村管理構想の枠の中で位置づけたいというふうに思っています。ただ、かなり強制力があるとか農水省さんの事業のようにいろいろ予算ががつつりあるということではないので、そこら辺が私たちとしてもかなり悩みなもので、そこはちょっと各省の皆様にも協力いただきながら使えるものを使うみたいな形でやっていこうというのがまずはあります。

○池邊座長

ありがとうございます。ちょっと逆に国土利用計画といわれてしまうと、国土利用計画はほとんどがかなり前に作られたもの、日本全国の中でも多分7割ぐらいの市町村がまだ経済のいい時期に作られたものがほとんどで、どちらかというと、そのときにはまだ人口は増えるとかそういうような前提で作られているものがすごく多くて、逆に言うと、そこから今の現状に戻すという方が各市町村では難しいというのが私なんかは千葉県の相談なんか載っている実情なので、何かちょっと国土利用計画というのは皆さん御存じのように机上の空論と言ったら失礼ですけども、そういうふうにちょっと失礼ながら思っておりますので、そこがベースというのはちょっと厳しいのかなというふうに思います。

また、あともう一つは、これは農水省の方でも私たちの方でも実際行くと問題になるんですけども、獣害の問題がやはり今日本全国では一番の問題で、これは農業だけではなくて林業の方でも同じだと思いますけれども、そこに関してマネジメント、これ地域管理構想というからには管理をしていくコストをどう考えるのかと。要するに獣害に対しての責任というもの、あるいは獣害に対してのコストを誰がどう負担するのか、そこについての整理が全くここには書かれていないので、これではマネジメントという形にはなっていないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国土交通省

先ほどおっしゃっていただいた国土利用計画がかなり今時点の現状を反映したものではないというのは私たちも同じように考えておりまして、ですので、国土利用計画の制度の中で改めて管理の観点を特に重視したものを作っていただくということを今のところではイメージしております。考え直してもらおうと。そういう意味で先ほど市町村管理構想というふうに説明させていただいた中身の整理をしていくことで、国土利用計画の枠の中でも考えていただきたいというのが今議論している内容になります。

そして、コストを誰が負担するのかというのはなかなか難しい問題なんですけれども、少なくとも地域管理構想のレベルですと、地域でやれることということなので、まずは地域のやることをどうしていくのか、自分たちの払えるコストの中でどうしていくのかということだとは思っているんですが、そこに例えば自分たちではどうにもならない部分については、しっかり市町村の方に要望を出すとか、市町村が対応できないものは更にその上の都道府県に話をするとか、そういった形で国土利用計画体系としても一応各層があるということになっておりますので、そういったことをイメージしておりまして、なので、各国土管理構想の中には市町村部分と都道府県の部分には必要な措置の対応という項目を設けておりまして、その中に各地域がこういうふうな課題でこういうことに配慮してもらいたいと思っているとか、こういうところにお金を出してもらいたいとかいうことに対して、じゃあ市町村としてこういう措置をやっていきましようといったこともしっかり位置づけてくださいということで今考えています。

○池邊座長

立て続けで私ばかりで申し訳ないんですけども、そうすると、この地域管理構想を立てるためのお金というのはどういうふうに出てくるのでしょうか。以前私が土地利用調整計画など

を立てていたときには、3年間で国と県から補助があつてという形だったと思うんですね。今おっしゃられたように例えば地域管理構想を立てれば獣害とかそういうものに対しても市町村なりに何かこういうような権利というか、ちゃんと計画を立てれば、私どもでやっているとしたら中山間の方の計画のように、ちゃんと管理をやっているよということであればお金がいただけるとか、そういうようなことは想定していらっしゃるのでしょうか。

今、市町村でとおっしゃられたので、市町村ではもうちょっと獣害に関して財政的には全く余剰がないというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国土交通省

基本的に策定については、まず来年度はモデル事業的にやっていくということを想定しております。そして、更にその先にということについては予算要求なりこちらも考えていかなきゃいけないなというふうに思っているところでして、来年度すぐに策定費用の経費が補助できるとかいう状況にはないというのが実情です。

それから、今各省、農水省さんも含めて連携して担当者会議も行っておりまして、その中で当然今おっしゃっていただいた鳥獣害もそうですけれども、かなりいろいろな分野、多岐に及ぶことが国土の管理というふうになると考えなくてはいけないと思っていますので、それぞれの省でどういった事業があつて、そこにおいてどういったことを使えるのかということも併せて整理をさせていただきたいと思っております。国土政策局の費用で全てを見るということは、最初から想定をしていないという状況です。

○池邊座長

ありがとうございました。

すみません、私ばかり質問いたしました。ほかに皆さんから何かございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。

林先生、お願いします。林先生、ミュートになられていますかね。ミュート解除をお願いします。

○林委員

ごめんなさい。今、聞こえておりますでしょうか。

○池邊座長

はい、聞こえております。よろしくお願いします。

○林委員

ごめんなさい。ちょっとコードの接続が悪かったようで、失礼しました。

25ページの長野市のワークショップなんですけれども、そちらにちょっと私関わらせてもらっておりまして、ちょっと補足といいますか、見どころといったら変な言い方なんですけど、是非見てほしいところになりますけど、このグッドシナリオとバッドシナリオの二つに分けたというところが私的には一番のセールスポイントだと思いますので、これは是非御注目いただければと思います。といいますのは、これまでの流れですと、分からないものは考えないだったんです。分からないものは思考の外に置いて考えていたわけなんですけど、今回こちらは分からないというのを議論のテーブルに乗せているんです。分からないなりにグッドだったらこうだな、バッドだったらこうだなというふうに分けて、どっちに転がっても大丈夫なように計画を立てているわけです。

ですので、これが戦略的だなと私は非常に考えておりまして、是非こちらの会の方でもこういう形で分からないというのを議論の外に置くんじゃなくて、分からないというのもテーブルに置いた上で考えていけるようになったらうれしいなと思っております。

すみません、以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、田口先生、お願いいたします。

○田口委員

田口です。よろしくお願いします。

こういった管理計画という形でまとめることはいいと思うんですが、やっぱり私も現実性のところが非常に気になってしまっていて、というのも今林先生が長野の方でワークショップという形でやられたという今の御説明を聞く限り、ほぼ全ての地域で網羅的にやるということになると、今実態としては市町村にこれを管理、マネジメントできる人材がとても確保できない。これは特に平成の合併以降採用された職員が多分中心になっている世界は、ほとんど地域に出

ていないという実態があるので、市町村に各地域ときちんと対話をしてボトムアップの利用のワークショップ的な方法が取れるというのは、かなりまれになってしまうという気がしています。

ですので、今ここに県とかから人材や知見の支援というのはあると思うんですが、これをかなり省力的なマニュアルをどう作れるかということを併せてやらなきゃいけないというふうになると。もう一つは、これせっかく先ほどの省庁横断型の会議をやっているということでしたら、直払いの場合もそうですし、森林環境税とか今やっぱり農村の方に向いているお金をきちんとこういったものに位置づけるというようなお金の算段もしていただかないとちょっと厳しいのではないかなと。先ほどの池邊先生と同じように、やっぱりこれはかなりお金が掛かるというか、人的資源が必要な取組だと思うので、そのあたりもそれはこっち側の議論なのか国交省側の議論なのか、省庁横断でやるときに誰がお金を出すかというところはちょっとまた悩ましいところではあると思うんですが、今計画自体も市町村レベルだともう計画策定が多過ぎて、それをやる人材が全然いないというのが実態なので、それをどうクリアするかということを併せて考えられたらいいかなというふうに思いました。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。

また何かございましたら、後からでもお願いいたします。

それでは、時間もございますので、次の議題ということで、議事次第の2の（4）新しい農村政策の在り方に関する検討会の検討内容の方に入らせていただきます。

まず初めに、事務局から御説明をお願いいたします。

○農村計画課長

農村計画課の庄司でございます。

お手元の資料の通しの29ページの資料4でございます。

先ほどちょっと申し上げましたように、前回のこちらの検討会の議論の過程で、多様な主体の参入を積極的に推進することこそが中山間の農地を維持するために重要だといったような御指摘がありました。まさに多様な主体の参入については、現在、農村政策検討会の方で検討さ

れているテーマでございますので、本日、こういう形で御報告をすることにした次第です。

なお、反対に、現在のこちらの検討会の検討状況につきましては、一昨日、農村政策検討会があったわけですが、そちらの方で御紹介をいたしております。

それでは、32ページをお願いいたします。

農村検政策討会の方を若干御説明したいと思います。こちら、昨年の5月から開催しております、これまで8回開催しています。前半の4回は人材育成の関係をやってまいりました。5回目以降は所得と雇用機会の確保について議論を頂いております。右側の方ですが、検討会の委員はこちらにあるとおりで、小田切先生に座長をお願いしていると。それから、右下の方にありますように、関係府省ですね、まち・ひとと事務局とか総務省とか7府省オブザーバーで御参加を頂いているということでございます。

それでは、検討事項、検討の中身ですが、34ページをお願いいたします。

一つ目の検討課題は、地域づくり人材の育成でございます。先ほど、田口委員からまさに御指摘がございましたように、近年、自治体職員数の減少等によりまして、地域への目配りの機能が低下をしているということでございます。そこで、左側の青い四角の中にありますけれども、自治体、特に市町村職員を対象にしまして、座学だけではなくて現場重視の研修を実施するというようにすると。さらに、一部にオンライン講座なんかも取り入れまして、行政職員の方以外の方も受講できるようにすることにしていきます。

それから、右側の緑色のところです。研修だけではなくて、研修を終えた修了生がつながって、悩みですとか情報を共有したり、あるいは講師の先生に相談できるようなネットワークづくりをお手伝いするというような御提言を頂いております。

次の35ページをお願いします。

対象者は、赤色が付けてありますけれども、市町村とか県の職員が中心です。下の方に小さな文字で注があります。自治体の様々な部局の職員、それから、県の普及指導員、市町村の農業委員、農地利用最適化推進委員などを想定しているということです。オレンジ色が付けてある部分ですが、役所以外で地域づくりに意欲がある方にも広く参加できるようにしたいというふうに考えています。現在、詳細な制度設計を検討中でございます。今日御議論いただく事項の一つにしておりますので、後ほど御意見を頂戴できればというふうに思います。

次の検討課題になりますけれども、農村における所得と雇用機会の確保でございます。

37ページをお願いします。

ここでは基本的な考え方をお示ししています。検討の背景・課題のところ、効率的かつ

安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立のために、農業の担い手の育成・確保、これは引き続き重要課題でございます。しかしながら、中山間地域等においては担い手の裾野の拡大が必要な状況であるということでございます。

そこで、検討の方向性のところですが、大規模な専業農業経営だけではなくて、多様な形で農に関わる経済主体について、農業だけではなく農外の所得も組み合わせて十分な所得を確保して、農村に人が住むようにする必要があるのではないかと。右側の図でいいますと、これまでは一番上の段が施策の中心だったわけですが、2段目以下にも光を当てるような、そういう検討をしているところでございます。

(3)にありますように、特にポストコロナの時代において、都市から農村への人の流れを作って分散型社会を目指す必要がある。そのためには、農村で働いて生活ができる受け皿となるような事業体が必要ではないかと、そういうことをお示ししています。

次の38ページをお願いします。

農村発イノベーションでございます。これは縦軸に農村の地域資源が取ってあって、横軸にこれと組み合わせる様々な分野が書いてあります。これまでは農産物を加工して食品にするような6次産業化をやってあって、さらに、近年では、ジビエですとか農家レストランですとか農泊ですとか農福連携といったような取組がぽつぽつ出てきたということで、こういうものをもっともっと推進したいということでございます。

39ページをお願いします。

こちらは所得と雇用機会の確保に向けた施策の検討対象でございます。今のところ世帯と事業体に分けて検討しております。世帯の方について言いますと、世帯単位で見て、例えば夫が農業経営を行って、妻がカフェをやっているような、そういう世帯の場合に、そこのa、オレンジ色の部分、あるいは妻が会社に勤めているような場合であればb、こういう「半農半X」が夫婦の所得を足し上げて、十分な所得を得ることを目指す場合に、農業所得の向上を図ろうとする世帯員、この場合は夫になりますけれども、夫に対する支援等を検討しているということでございます。

それから、事業体の方についてですが、これは例えば集落営農組織が多角化して他の事業を併せ行うようになったような事業体、こういう事業体には一番右側にありますように黒字部門を多角経営するようなものと、それから、その下にあるような住民に不可欠な赤字部門を抱えつつも、ほかの黒字部門で補うようなものがございます、下の方を地域運営組織型というふうに呼んでおるところでございます。

少し飛びまして、46ページをお願いします。

参考資料1になります。これは両検討会で相互に関係する主な意見を並べてございます。1が農村政策検討会の方で出されましたこちらの検討会の検討事項関係の主な意見でございます。

それから、次の47ページをお願いします。

こちらの3には、また別に、規制改革ですとか国家戦略特区の関係の決定文書から抜粋をしております。土地利用に関する若干の論点があるということでございます。

以上になります。

○池邊座長

ありがとうございました。ただいまの事務局の御説明に対しまして、まずは最初に小田切座長から御発言をお願いしたいと思うんですけれども、お願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○小田切教授

了解いたしました。明治大学の小田切でございます。新しい農村政策の在り方に関する検討会の座長をやらせていただいております。こちらの検討会の今までの5回にわたる検討について敬意を表し、またこちらの会議の内容も共有化させて頂きたいと思います。

それで、内容については今の庄司課長の御説明で必要にして十分ですが、いくつか補足させていただきます。こちらの検討会は、長期という文言が付いておりますが、私たちの検討会では、むしろ基本計画で定められたものをどのように具体化するのかという視点で検討が進んでおります。その意味では、もちろん長期的なことを踏まえつつも、短期的といいましょうか、そんな検討が進んでおります。そこでまずは、基本計画についてお話をさせていただきますと、既にこの検討会でも何度も農水省から御説明はあると思いますが、新しい農村政策を確立するといいいましょうか、あるいは産業政策と地域施策の車の両輪を再構築するという意味において、農村政策には仕事・暮らし・活力という3本柱を掲げております。仕事は、庄司課長のお話で、2番目に出てきたような話ですし、暮らしはそこに住み続けるということを目指した視点です。そして、活力は多岐にわたるんですが、分かりやすく言えば最初にお話を頂いた人材ということになります。この3本柱を立てた上で、それを仕組みとして地域政策の総合化を進めていく。こんなことが基本計画に書かれておりまして、私もあるべき姿はこのようなものであると思っております。

ということで、我々はまず人材のこと、つまり先ほどの活力のこと、そして、2番目には仕事のこと、こういう順番で検討を進めて、ある程度の中間的な結論を一部では得ております。

まず活力ですが、人材ですね。これは先ほどのように地域づくり人材のために様々な研修を行うということなのですが、実は論点として大きくあったのは、そこに当たって資格や認定のようなもの、つまりそれを受講したものを資格として認めるとか、そういった議論がありました。しかし、私たちの検討会は、その路線は取らずにむしろ卒業後のネットワーク、これを重視するべきだという考えに立ちました。

それから、基本的なあるべき人材については、私の言葉で言えば、地域に飛び出すような哲学とスキルを持っているような、そういう人々の育成を支えていく。これは先ほどの田口委員がおっしゃったとおりだろうと思いますが、自治体農政が脆弱化していく中で改めてそういった人材づくりに国としてもサポートできないかと、そういう視点で先ほどの地域づくり人材ということを掲げました。

それから、2番目は仕事でありまして、これは基本計画では別の場所になりますが、本格的な営農に限らない多様な農への関わりという表現があります。非常に重要な文言だと思います。多様な農への関わり、こういったものも農村政策の対象としていくということであるわけなのですが、こういうふうにと考えると、まず人単位で考えると、いわゆる半農半X型の家族の営農が出てくることになります。半農半Xという言葉でまとめるのかということについては議論が十分詰め切れておりません。例えばマルチワーカーという言葉もあるだろうし、あるいはポートフォリオワーカーなんていう言葉もあります。この名称については必ずしも確定しているわけではないんですが、少なくとも様々な仕事と農、この結びつきによって新しい仕事を作り出していくような人々、これを応援していこうと、そういった方向になっております。

それから、もう一つ、この半農半X型が組織で展開する場合は当然あるわけです。39ページの右下に地域づくり事業体というものを打ち出して、地域商社型、地域運営組織、いわゆるRMOですね、この二つのタイプを掲げておりますが、これは静態的な類型化でございまして、動態的に考えれば、いわゆる地域運営組織が農業参入をすると、そういったタイプも現に存在しております。一方では、集落営農が多角化していくというプロセスもあります。異なるベクトルなのですが、いずれにしても事業体としてあるいは組織として半農半X型のものが生まれている、こういったものに対してどのように支援をしていくのか。Xに対してどう支援するのか、農に対して支援するのか、正にここは今現在進行形で検討しております。

それから、庄司課長のお話にはなかったんですが、地域施策の総合化ということについても

一定の前進があります。当然各省庁の連絡調整機能をどのように作り上げるのかということが具体的な論点になりますが、しかし、それ以上に重要なのは自治体農政レベルでの相談窓口がより重要なんだと思います。各省庁の連絡調整ということになると大掛かりな仕組みになってしまうのですが、むしろ重要なのは自治体農政レベルだろうというふうに考えております。これは農山漁村地域づくりホットラインという形で相談窓口をこれは恐らく農政局ということになるとと思いますが、それを明確化する。そして、各省庁の連携もそこで果たせるような仕組みにするといった議論が展開しております。

繰り返しになりますが、私たちは今ある課題の具体化ということに力を入れております。この対象にはなかなか土地というものはなっておりません。そういう意味では、タイムスパンの面でも、つまり今直面する課題なのか、あるいは長期的なのか、そして、対象は土地なのか土地以外なのか、そういう意味で私たちの検討会と本検討会とはちょうど相互補完的になっていると思います。恐らくそれぞれのものを持ち寄ることによって一つの大きなピクチャーが生まれてくるのかなというふうに思っております。

その点で、今日はこのような機会を頂いて大変有り難く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○池邊座長

小田切様、ありがとうございました。

今の御説明に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。何かございましたら挙手をお願いいたします。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

小田切先生、御説明ありがとうございました。途中で、地域運営組織が農業に参入してくる事例があるというお話でしたが、それは具体的にどのようなケースだったのでしょうか。もしお分かりなれば教えていただきたいと思います。というのは、地域運営組織は広域的な組織が多いと思われませんが、そうすると、集落営農が発展してきたものとは少し毛色が違うように思うわけです。それにもかかわらず地域運営組織が農地保全等に乗出してくるというのは珍しい動きだと思います。その点についてお分かりの点、あるいは現在検討されている内容、例えば、こういうタイプの地域運営組織だと農地保全等にも乗出してくやすいといった、そのあ

たりで何か分かっていることがあれば教えていただけると、この後の議論でも役に立つのではないかと思います、このようなお願いをする次第です。

○池邊座長

小田切様、お願いいたします。

○小田切教授

了解しました。安藤先生、ありがとうございます。

ちょうどおとといの第8回目、そして、来月、第9回目がありますが、この二つにまたがってその部分の議論を始めております。そういう意味では検討会の認識というよりも私の認識を申し上げてみたいと思いますが、地域運営組織が農業に関わるという場合には二つのタイプがあります。一つは言うまでもなく農産加工などの6次産業型のタイプです。地域運営組織がそういった活動をするあるいはそういった活動を促進するというのは、どこでも行われているというのはちょっと大げさんですが、多くの地域運営組織の中に農林水産部あるいは部会などを作って、そういった活動をするを見ることができます。

それから、もう一つは土地利用型農業への関わりも生まれております。ただし、この場合には地域運営組織そのものというよりも、その地域運営組織と同じ範囲内で農事組合法人を作ったり、言わば別会社化する形が一般的だろうと思っております。このことは地域運営組織にとっては大変重要なことで、地域運営組織というと、一体的な、つまり何とか振興会ということで部会を三つ、四つ作って、そこで全て完結するような、そういうイメージがあるんですが、私どもの調査によってもむしろ分社化といいましょうか、これを分離型というふうに総務省でも呼んでいるわけですが、こういった姿が多々見られます。そういう意味では地域運営組織というよりも地域運営ネットワークといいましょうか、そういった範囲内で対応しているケースもあります。

また、今の安藤先生のお話にあった地域範囲なんですが、地域運営組織の調査をしていますと、やはりその多くが新旧小学校区単位、そういう意味では集落を越えている範囲だと思えます。ただ、一方では集落営農も広域化しております。そういう意味でその範囲に決定的にずれがあるということではなさそうです。

以上です。

○安藤委員

ありがとうございました。

○池邊座長

ほかに何か小田切座長に御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。また今後の議論で一緒に御参加いただきたいと思います。

それでは、時間もございますので、次の議題に移りたいと思います。

議事次第の2の（5）討議の方に入らせていただきたいと思います。小田切先生はこちらにも一緒に御参加いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日御議論いただきたいポイントについて少しだけ御説明をさせていただきます。

一つ目は土地を利用・管理する主体の確保についてということでございます。これはもう本当に一番大事なことでございますけれども、土地の利用・管理について半農半X、RMOなど多様な担い手が役割を担えるようにするためには、一体どういうことが必要なのかという点、また、その際留意すべきことは何なのかというあたりについて最初に討議をさせていただきたいと思います。

まず初めに、本日御欠席の広田委員からそれに関連しまして事前に御意見を頂戴いたしておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○農村計画課長

それでは、ただいまの論点につきまして、広田委員のコメントを代読させていただきます。

まずは農家以外の主体が農地の利用について発言できる雰囲気や場を作る、要はお墨付きを与えることが先決である。農地は私有財産なので、その利用について他者が口を挟むのは一般的に難しいという雰囲気がある。また、農地の利用については農地法があり、農業委員会もあって何かと制約が多いというイメージがある。多様な担い手の参入を実現するなら、まずはその敷居を低くする必要がある。土地の利用・管理で最も重要なのは、ふだんから当該土地の近くにいて、日常的な管理や見守りができる人材である。そのためには、当該土地のなるべく近くに、これは必ずしも地区内でなくてもよいわけですが、居住している必要がある。そういう人材を地区外から確保しようとするのであれば、やはり移住・定住対策と組合せが必要となる。その際、農業だけですぐに通年の所得を得るのは困難なので、おのずと他の稼ぎとの組合せが必要となる。いわゆるマルチワーキングである。それを本人だけに任せるのではなく、行政、

地域、事業者等がその仕組みを作る努力が必要であろう。

それから、留意すべきことの例として担い手農家とのすみ分け、農業上の利用と調和の取れた農村発イノベーションが挙げられているが、その前に、以上に述べたような参入規制を低くすることが求められるのではないかと考えています。

以上になります。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、皆様からの御意見を賜りたいと思います。いかがでございますでしょうか。まだ御発言のない委員の方、是非とも。

笠原委員、女性の立場からというところもあるかと思うんですけども、是非御意見を賜りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○笠原委員

聞こえていますでしょうか。

○池邊座長

はい、聞こえております。

○笠原委員

ありがとうございます。

土地の利用・管理する主体の確保という部分について少しお話をさせていただきたいと思うんですけども、私が一番最初に皆さんの方に御説明差し上げたときに、人の力の活用というお話をさせていただいたかと思います。ただ、人の力の活用若しくは遊休農地の活用だけという話合いでは人がまず集まらない。集まったとしても農業者が主体であるというふうに思いますので、いろいろな話合いをミックスした上で、できるだけ地域の多様な方々が集まれるようにしていくように誘導していく必要は当然出てくるかというふうに思います。

また、どこが話合いの主体になっていくのかというのはとても大事な問題だと思うんですけども、先ほどから話がありましたように、市町村の職員の方々は今大変忙しくて、この方々にこれ以上の仕事をさせていいのかと思うときが結構あるんですね。そういったところを考え

合わせると、話合いの主体、旗振りをするのは市町村であったりそういったところでいいとは思いますが、主体を明確にすることも必要ですが、参加される方々の役割とか、あと、参加する方、そういった方々の運営の自由度をある程度上げて、あまり行政の方々に負担をかけ過ぎないようなやり方を考えていく必要はあると思います。

実は12月の検討会のときにあった新潟県新発田市の事例の報告がとてもよい報告でして、よい報告だなとは思った半面、あまりにもよい報告過ぎて農地の話が余りできていなかったのではないかというのが個人的にすごく気になっておりました。旗を振ってくださる方があまりにもお一方に負担が掛かり過ぎないような方法を考えていく必要は当然あると思います。地域から出ていった方々とか、それから、その子弟の方々とか、その地域の関連したところに住んでいらっしゃる方若しくはその下にある優良農地の皆さんなどを含めた上での話合いをしていく必要は当然出てくるのかなというふうに思っています。

取りあえず私からこんな程度で、また後ほどお話をさせていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○池邊座長

すみません。突然名指ししまして、大変申し訳ございません。私も農村のことをやっておりますと、やはり女性の御意見というのを是非とも賜りたいと思いましたので、ちょっとすみません、名指しをしてしまいました。

ほかにございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。

それでは、ちょっと挙手がない場合事務局の方から順番にお願いしたいということで、安藤委員、名簿順でいつも恐縮なんですけれども、安藤委員、笠原委員の順でちょっとお一言御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安藤委員

分かりました。常に最初に発言が回ってくるので難しいです。

先ほど小田切先生に質問させていただきました。地域運営組織が農地保全も担ってくればよいと私も思うのですが、先ほどは新旧小学校区の範囲というお話でして、集落よりも広い範囲での組織になっていると考えています。この検討会では高橋委員から「合意形成の基礎は集落」という大変象徴的なお話があり、複数の集落をまとめた集落戦略の場合もやはり個々の集落でしっかりと話し合いをして積み上げていくことが重要だという御指摘が私には大変印象

深かったと思っています。そうしますと、地域資源管理の単位という点でやはり集落は重要と
なってきますし、その結果、集落とここで想定しているような広域との関係をどう考えたらよ
いかは課題となってくると思うわけです。

この問題について少し話をさせていただきます。かつて「重層的担い手」という言葉があり
ました。小田切先生はよく御存じだと思います。それに繋がる話です。

大分大学の山浦陽一先生は最近、「無人集落営農」という考え方を提起されていました。
どういうことかという、人がいない集落営農ではなく、そこでオペレーターや農作業をする
人がいなくても、その地域がしっかりしていれば何とかかなりますよという提案として私は受け
止めました。いろんな各種事業を活用して集落とか小学校区単位に必要な機械、施設を整備し
て、そして、その上に乗っかっているのが農業公社なのですが、その公社がオペレーターを紹
介したり、あるいは公社の方が直接耕しに行くなどして、その集落にある機械に乗って作業す
るという仕組みです。もし、それが実現すれば、そうした機械の管理とか整備を集落や小学校
区が、当然、地域運営組織がそれを担うことも可能なわけですが、かなり負担を軽減する形で
広域的な組織が農地を守っていくことができるということになります。

農水省関係の事業や、都道府県あるいは市町村での単独事業を活用したり、あるいは中山間
地域等直接支払制度の共同取組のお金を使ったりして機械や施設の整備はできるわけですので、
機械作業を行う実働部隊と切り離す格好で地域をしっかりと支えていく仕組みを作ることがで
きるかもしれないということです。そのような形で地域をまとめる時は農地だけではなく、生
活の問題も含め様々な話合いをしていけばよいと思います。そのように考えると、必ずしも主
体を一つに限定する必要はなく、複数の主体を重層的に考えていくということがあってもいい
ように思います。集落とか小地域の上に広域の農作業受託組織あるいは農地管理的な組織を設
立し、それが集落とか小地域の農地利用を支えていくという仕組みも考えられるのではないか
というのが、今日の「議論していただきたいポイント」に書かれている内容を見ながら私が考
えていたことになります。

ただし、実はこうした取り組みは過去に行った経験があります。1990年代になります。これ
も小田切先生はよく御存じだと思います。農地保有合理化法人の農地中間保有機能を活用した
農地保全型の市町村農業公社が西日本で多数設立された時代がありました。この時は公社が直
接管理し、どこも軒並み赤字で今はなくなってしまいました。そういう点で、広域組織を設立
して広い範囲を一手に引き受けるのは無理があるということが実証されているわけです。そこ
で対策として、集落単位で農地や農作業をまとめて公社に依頼する形であれば作業効率も上が

りますし、赤字も大きくならないで済むといった指導が行われてきたということです。そして、そうした経験を踏まえて集落単位での取り組みを重視し集落協定を締結する中山間地域等直接支払制度が生まれてきたと思うわけです。

話は現在に戻りますが、この中山間地域等直接支払制度や様々な事業を使って集落単位で機械・施設を整備していけば広域組織の負担も軽減できますし、機械の移動ロスも減りますので、農地保全のための経済的負担も減っていくことになると考えられます。また、いざというときには公社が応援に来ますよということを条件に、できればこの機械作業も近隣のまだ頑張れる農家にお願ひできれば、より低いコストで農地を守ることもできるようになると思います。これは水田を前提とした話ですが、この検討会で見てきたような粗放的な放牧であれば、集落や小地域での土地利用に関する合意形成さえできていけば、畜産農家や牧草などの飼料作経営が地域の外からやってきて、耕してくれるというか保全してくれるということも実現できるのだと思います。今の場合には、こうした畜産農家や飼料作経営が広域組織ということになってきます。

大昔に、公社を立ち上げて、その下でいろいろな組織化を進めた経験があるのですが、そうしたものをもう少し現代的に検討し直すことがあってもいいかのではないかというのが私からのコメントになります。

それから、もう一つあります。ここでの議論は主として都府県の中山間地域を対象としていると思いますが、それよりも更に居住密度が小さい北海道でどのような状況になっているかも調べて検討しておくことが都府県の将来を考える上で、特に長期的という点から考える上で有益なのではないかなと思っております。

北海道では、都府県と比べればかなり平坦地域が多く、TMRなど広域的な農作業サービス組織もありますし、それが専業農家を支えているといった実態もあります。そうした人口希薄地帯の生活がどのような問題を抱えていて、それにどう対処しようとしているのかということ把握してみてもはどうでしょうか。恐らく、そこでは生活組織と農作業関係の組織は当然別組織になっていると思うのですが、両者の関係など、そのあたりについて北海道の研究者の話を聞く機会があつていいように思いました。

少しピントが外れている部分もあるかと思いますが、事務局が用意されたテーマに関して私は以上のようなことを考えているということになります。

私からは以上になります。

○池邊座長

ありがとうございます。非常に貴重な重層的な仕組みのお話とか、あと、通常ですとなかなか北海道というのが農業で考えているとちょっと別バージョンになりやすいんですけども、北海道の話も入れていただきまして、重要な御示唆をありがとうございました。

名簿順ですと、次は笠原委員になるんですが、笠原委員、よろしゅうございますか。短いコメントでも結構でございますので、よろしくお願いします。

○笠原委員

資料5にあるコメントの中の留意すべきことの部分で、ちょっとこれを見たときにうん？と思ったんですけども、担い手農家とのすみ分けという言葉があります。正直申し上げて、新潟は今、山形も相当な雪だというふうに伺っていますけれども、新潟もすごい雪でして、私の身の回りにいる特に若い担い手の皆さん、冬になると除雪に出ていくという状態です。結構それを見たときに、担い手、半農半Xの言葉が出てくると意外と外から引っ張ってくる、移住していただくという感覚を持っていられる方がいるんですけども、実は地域の中に既に内在している部分はとても多いんじゃないかというふうに思っています。

ただ、それはあくまで私が住むようなところの話であって、全くそれが見込めないという可能性がある地域もとても多いのは承知していますけれども、外から連れてくるパターンと、あと、内在している方々を更に育成していくという二つの半農半Xの在り方があるのかなというふうに思っていますし、そうすると、すみ分けが本当に必要なかどうかというのは地域によって、また、いらっしゃる担い手によって随分変わってくるのかなというふうに思いました。

一つ考えているのは、半農半Xについてです。実は半農半Xというとても耳覚えがよくて、使いやすくで私自身も使ってはいるんですけども、ですから、その半農半Xの方々も担い手であるという気持ちについては私自身も全く異論はありません。ただ、これを突き進めていくと兼業農家だと思うんですよね。半農半Xの兼業農家の育成をしていまいしょうということにもつながると思うんです。ただ、現在の農地法は基本的になりわいとして農業で生計を立てていく人たちを想定していますので、ちょっと私どもの立場としてはなかなか農家付きの空き家住宅という部分で下限面積を引き下げたりもしていますし、私どもの農業委員会でも新規参入の下限面積の引下げについてちょっと検討を重ねていこうかという段階に来ているんですけども、下限面積若しくはそのあたりは入り口の部分であって、これから更に地域に定住して農業で生計を立てていくための入り口であるというふうに捉えています。

ですので、例えば私の元に、若しくは農業委員会に半農半Xでそれにふさわしい農地を探したいんだけど、そういう相談があった場合、委員として何とお答えしていいかという部分がすごくあるんですね。わだかまりがあるというか、気持ちの中で。半農半Xは確かに地域の担い手にはなるんだけど、今の農地法で言うところの農業の担い手とか農地の担い手になっていくのかどうかというのはすごく感じるころがあります。

先ほど話のあった地域運営組織の部分について少し考えている部分があるんですけど、新潟県の見附市というところに一般社団法人農村振興センターみつけという組織があります。地域運営組織になりますけれども、行政的な部分の行政事務を負う部分と企画力のあるマンパワーを発揮できる受皿という形になっていますので、参考になるのかなというふうに思っています。正直申し上げて私どもの農業委員会は大変職員の数にも恵まれておりまして、臨時、パートを含め8人の職員が農業委員会に出ている状態ですが、全ての農業委員会がこうではないですし、当然市町村の職員の方々も言い方は悪いですけども、人手不足に近い。もう日々の業務で精いっぱいという状態の中で、こういった地域運営組織をいかに育てていくのかというのは大変大きい受皿としての地域を考えていく上での受皿の一つだというふうに思っています。

先ほど申し上げたように話合いの素地を作っていく上で市町村であるとか、それに関係してくるいろいろな団体とか、そういったところは大変大切だと思うんですけども、集落という地域の最小単位の部分で考えたときには、その運営をやはり集落で担うべきだろうと思いまし、そこに対しての自由度がある程度ないと私たちはどんなにいい施策があったとしても、「ああ、面倒くさい」で終わってしまうというのはとてもたくさん経験していますので、その自由度をどこまで持っていただけるか。それは逆に言うと、施策自体がある程度自由な発想を認めていくということにもなるかと思しますので、そこを大切にしながら考えていけたらいいなというふうに思います。

すみません、雑駁どころか思い付いたことばかり話をしているんですけども、先ほど池邊座長の方から話があったように地域を担っている、構成している方々は、実は農村に入るとどうしても男性ばかりが表に出てきますが、その男性を支えてきた女性若しくは女性たちの意見を聴かない地域に未来はないぐらいの気持ちで言っていだきたいというのが私自身の思いです。このあたりも地域の同じ構成者として女性の参画も大いに進めていだきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○池邊座長

笠原委員、ありがとうございます。本当に私も地域に入っていると、出ていらっしゃるのはほとんどが男の方ばかりで、女性がお茶を用意はしてくださるんだけど、表には出ないというのが今までの私の経験でしたので、本当に女性を外に出していくというのは非常に大変なことだなというふうに考えております。ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

小田切先生、解説ありがとうございました。

先ほど小田切先生から、事業体ということで多角的な事業展開に対する事業体の説明をしていただきましたが、私からは、ちょうど今手掛けている、山形県での2つの取り組みについて紹介したいと思います。

安藤先生のお話にもありましたが、私個人としてはやはり最初も最後まで地域単位の話合い、小さい範囲での話し合い、これが必須の取組みだと考えています。実際の現場では、住民の側から先ずは話し合ってみようとなるまでが一番大事というか本当に難しい部分になるんですね。現状を知って把握するということも大事なんですけど、こちら側があまり危機感だけをあおってしまうと地元住民が、前向きどころか逆に後ずさりしてしまって、地域での動きがそこでストップしてしまう、こういう場面が数多く見受けられます。

私のところで実際に取り組んでいる事例を紹介します。ひとつ目の事例は中山間直接支払に取り組んでいる集落ごとの集落戦略づくりをお手伝いするということを個々の集落で進めています。それを一つの町で同時に6地区一緒に行っているんですよ。地区は大きく2つの括りで隣接していて、その上に各々大字単位の地域コミュニティーセンターがあります。この町は地区公民館のコミュニティーセンター化を進めてきていて、コミュニティーセンターになれば、そこで儲けにつながる取組も可能になります。コミュニティーセンターにぶら下がるという形で構成する複数の集落があります。そういうところで計画づくりをやっています。

今は各々の話合いを個々の集落で行っていますが、これからあと4年、5年という長い目で見ていくと、一つの集落だけではもう土地は守れない、農業や暮らしを守れないということが必ず起こってきます。そのときのコミセン単位で、簡単に言うと、隣の集落を助けようとか、もう少し広域化した取組みを展開していこうとか、そういう話合いに発展していく可能性があるだろうと。それを見越してこういう括りで作業をしています。

今回の仕掛けでは、この2つのコミュニティーセンターで同様の取り組みを進めていて、その2地域の成果を合わせた形で、それを町一本の棚田地域振興活動計画にまとめあげようということにしています。簡単に説明すると、これによって各集落に交付される棚田加算、これは個々には小さいお金なんですけれども、6地区一本でこれを集めると大きなお金になってきます。これを共同で使っていく形にできないかという検討を行っている最中です。この話合いの参加者は、現役である高齢者が多いんですけれども、そこにその次世代を担う息子たちとか、新規就農者、こういう人も入れて話合いを進めています。まだ道半ばなのでどうなるか分かりませんが、コミュニティーセンター単位での計画は何とかモノになると思っていて、今年度末までには町一本の棚田計画にまとめたいと考えています。

これは中山間の話でしたが、2つ目の事例は平場のコミュニティーセンターの範囲でも同じような取組をやっていて、中山間地域では集落戦略づくりというところから入りましたが、こちらの取組は全く違った視点で、コミュニティーセンターの活動計画をつくる中で、農業分野を起点に地域のあるべき姿を徹底的に話し合っていこうというものです。構成する各部門を作ってもらって、農業のことやコミュニティビジネスのことも話し合いますし、コミュニティーセンター自体が株式会社まで行かなくても、地域の多種多様な人が集まって、企業組合みたいな形をつくって、土地を活用したり作物を活用したりして商売につなげられないかという実験中です。これも年度内中に何とか形を付けたいと考えています。

合わせて、この地域の農業構造を徹底的に調査するために、東大農学部フィールドワークを今年1年かけて進めて来ました。その成果も活用させてもらいながら、計画づくりに取り組んできました。実際にやってみて、個々の話合いは必要で、やれるところまでは個々でやってみても、その後個々の取組で対応できなくなった時は、やっぱり周りから助けてもらうような仕組み、それに移行しやすいような仕掛けづくりについて今ここで試しています。参考になればということで事例紹介しました。

○池邊座長

ありがとうございます。非常に先進的な事例、しかも、二つも御紹介いただきまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして、田口委員、お願いいたします。

○田口委員

田口です。

私としては、広田先生の御指摘にもあるとおりちょっと気になることは、やっぱり私有財産であるがゆえに公的な検討がしづらい土地が結構あるということは厄介だなと思いつつ、これちょっと現実的なことなのか分からないんですけども、私有財産を少し公有化、村有化するという方向性をやっぱりもうちょっと具体的にやった方がいいんじゃないかと思っています。

例えば土地の価格はそれほどでもないのに、基礎自治体あたりが受け持って、その指定管理をRMOとか地域運営組織みたいなところに出していくような、やっぱりちょっと確かに理想的な土地管理というものはあるんですけども、その真ん中にちょっと頑固おやじがいるだけで大分雰囲気が変わってしまうということもあると、やっぱり私有財産にし過ぎてしまった、特に農地解放でかなり細分化されているところもあると思うんですけども、これは結構厄介なところがあるので、これも農地法の問題ですとか先ほど笠原さんがおっしゃったような専業農家を前提としたという概念をまず取っ払う必要も当然あると思うんですけども、ちょっと土地所有の私有地部分をどう公的に変えていくかということを考えていく必要があるかなとすごく思っております。

その上で今後の方針というやり方なんですけれども、先ほど高橋さんからここが残ってしまうという話があったんですね。私は専門の農業ではなくて、どちらかというと地域づくりですので、各地に入ってやっぱり多少の地獄絵を見せるということはやっているんですが、ただ、高橋さんおっしゃるとおり地獄絵を見せるというのは、それ以外にも集落点検ということはあるんですけども、その最大の欠点はやっぱり心を折ってしまうということなので、かなりセットものでその問題点をどう改善するかという検討も併せてやると。

どうしてもこうなっちゃいますよという負のシナリオだけでなく、負のシナリオをどう改善させていくかという前向きな検討も合わせたパッケージにして地域に提供していかないとイケなくて、そのスキームみたいなものがどうしてもいろんな地域が一番最初の危機感をあおるというところには結構積極的なんですけども、そのあたりの手だてになると、じゃあ具体的に行政としてやらなきゃいけない仕事が出てくるとか、それも先ほど笠原さんがおっしゃっていたようにいろんな面倒くさいことがいっぱい出てきちゃうので、なかなかその先にみんな行きたがらないんですけども、そこにもこの後の合意形成を支援する人材にも関連することだと思んですが、併せてその全体のちゃんと背中を押してあげるような仕掛けを作ってあげる。それを仕掛けと同時に土地所有の問題を少し柔らかにすることによって、やっぱり敷居を下げるということは大事なかなというふうに思っています。多少無茶な提案もあるとは

思うんですが、申し上げさせていただきました。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。本当に負というか、非常にネガティブなところから新しいものに変えていくというところは一番農村においては難しいところかなと思いましたので、その辺は正にリアルな御発言をありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました。林委員、お願いいたします。

○林委員

すみません、林です。

土地の利用・管理の主体というキーワードで少しだけコメントしたいと思うんですが、まずいろんな主体が担えるようにするためにはどうすればいいかということも大切なんですけども、そもそも大規模な農家とか基幹的な農家とか補助的だとか、年金をもらってきちんと農業をやっている方、半農半Xの方、いろんな方がいらっしゃるわけなんですけれども、必ずしもすみ分ける必要はないと思います。重なっていいと思うんですけれども、どんな方にどんな役割を期待するのかというところをまず整理しないとなかなか進まないのではないかなと。単純な何か根こそぎ論といいますか、何でもかんでも投入するみたいな話になるとまずいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、それと同時にやはり土地からのアプローチということも必要になってくると思ひまして、要は耕作放棄の中にも変な言い方にはなりますけれども、よい耕作放棄と悪い耕作放棄というのがあろうと思うんです。つまり甚大な影響を及ぼすような耕作放棄とほっといてもそんなには大丈夫なんじゃないでしょうかという耕作放棄というのがあろうと思うんです。ただ、ここはよい悪いと単純に色付けできるものではないと思っています。つまり何の視点からそれの評価するのかというので色は全部変わってくるなと思っております。例えば国民的な食糧確保ですね。飢饉を回避するとかそういう基本的な意味での話もありますし、それから、水の流れですね、水利ですね。そこから見てここは放棄されたら困るんだというような議論もあるでしょうし、また、生物の保護ですね。遷移とかも合わせまして、生物保護でここは放棄されたら困るけれども、ほかは大丈夫だよとか、そういうこともあると思うんです。

また、もっとふわっとした話もしますと、気持ちの問題もあるんじゃないかなと。気持ちの

中でも個人の寂しさとか思い出とかそういうこともあるでしょうし、あるいは共同体を維持する上でここはシンボルなんだ、この田んぼは守らなくちゃいけないとか、いろんなのがあると思います。そういった多面的な視点で見ながら、今までは耕作放棄は悪い、議論終了という感じだったわけなんですけれども、そこにあえてよい悪いの色を付けていくという作業をやっていかなくちゃいけない。土地からのアプローチとそういう担い手からのアプローチと二つドッキングさせるようなイメージですね。それを突き合わせた上で、個人でやるべきところと政府がどこまで介入すべきなのかというのを整理していかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

すみません、まとまりのお話でありました。以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。今までの委員の意見を踏まえまして、何か小田切座長の方から御意見ございますでしょうか。

○小田切教授

ありがとうございます。私の方から3点ぐらい申し上げてみたいと思います。これは、私たちの検討会から、こちらの検討会に審議をお願いするというよりも、私の個人的な意見としてお聞きいただきたいと思います。

一つは個人、家族の半農半Xの農業参入。ここにハードルがあるとすると、やはりこのハードルを下げる仕組みを考えていただきたいと思います。もちろん下限面積、これを下げるという話は当然のことなんです、それ以外でもいろんなやり方があるんだろうというふうに思っています。新規参入をめぐる資金、技術、土地が問題なんだということはもうかなり前から言われていることなんです、例えば技術についてもなかなかこういう方に対する技術指導の主体がいらない。いまでは、農業改良普及センターがこういった方々をなかなか相手にしていないということもあります。それと農地の獲得をセットで考えるという考え方もあるのではないかなというふうに思います。

ちなみにこの半農半X型の参入で非常に興味深いのは、地域おこし協力隊の参入です。農業次世代人材投資事業、これを使って参入するケースもあるんですが、意外と地域おこし協力隊で入って農業参入あるいは半農半Xになる方々で農地を集めることができているケースがあります。これは3年間という短い年月ですが、地域づくり、地域おこしに関わるネットワークが

形成されると、そのことによって農地のあっせんを受ける可能性が増えているという実態もあります。そうであれば、こういった、農地の権利に取得にかかわる信頼感を地域おこし協力隊を経由しないでもどのように確保していくのかということが一つの論点として見えてくるのかなと思っております。

それから、二つ目は先ほど来申し上げている広い意味での地域づくり事業体の農業参入です。これは先ほどの地域運営組織だけではなく、地域商社型というより積極的なパターンもあろうかというふうに思いますが、一つはこういった事業体の農地所有の可能性も出てくるんだろうと思っております。また地域運営組織型でいえば、現在国内は約5,500ぐらいあるわけなんです、そのうち10%ぐらいが法人格を持っていて、多くはNPOです。しかし、認可地縁団体という地方自治法上の法人格を取っているのもあって、これらは資産を核とした地縁組織ですが、その資産に農地が入ってくる可能性もあるかなと思っております。このような地域づくり事業体の農業参入ということについては、ひょっとしたらハードルがあればしっかりとあぶり出していくということが必要だというふうに思います。

それにもかかわり、これは私の個人的な意見として是非申し上げたいんですが、先ほど地域運営組織から農業、逆に集落営農から多角化という二つのパターンがあるというふうに言いました。この集落営農が多角化するときには、御存じのように農事組合法人の多角化は現行法上認められておりません。何がしかの農業以外の事業をする場合には株式会社に転換することが求められているわけなんです、中国地方を中心に、農事組合法人が持っている従事分量配当の仕組みに魅力があって、農事組合法人のままで多角化したいという要望は強く出ていると思っています。最近では青森でもその傾向がおりまして、このあたりも一つのターゲットとなるのかもしれない。

それから、3番目は先ほど安藤先生がおっしゃっていただいたことなんですが、1990年代半ばに私たちは重層的担い手論ということを打ち出しました。これは、実は多様な担い手論に対してのアンチテーゼです。つまり多様なものが平面で並ぶのではなく、むしろ有機的につながっていくような、そういった仕組みが必要で、そのためには土地利用・調整が必要なんだと、そういう主張です。

ちょうど1991年に農地法施行令が改正されて農地保有合理化事業が市町村の第三セクターでもできる、すなわち先ほど安藤先生がおっしゃった市町村農業公社なんです、こういったものができて、言わば農地を受け取ってそれを再配分することができるような機能ができるようになったときに、それを使って重層的な担い手、つまり個人、集落営農、そして、最後の担い

手としての市町村の農業公社、こういったものを重層的に、そしてゾーニングによってそれをすみ分けるような、そういった仕組みが必要ではないかということを申し上げました。

これは先ほどの国交省の地域管理構想ともつながると思いますが、そのためにはやはり計画が必要です。そして、それを実現するような仕組みが必要です。そういう意味でこういった重層的担い手の仕組みを作っていくということが喫緊の課題なのかなと思います。

以上です。

○池邊座長

小田切先生、ありがとうございました。非常に多角的な面から御意見いただきまして、特にやはり今の現状の中での半農半Xの難しさというのをどうブレイクスルーするかということに對しまして具体的な御提案をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の議題、最後の議題になりますが、移りたいと思います。

最後の議題は合意形成を支援する人材の確保ということでございます。土地利用のこれは昔からずっと言われてきている課題なんですけれども、この土地利用の合意形成を支援する人材の確保に役立てるために農村政策検討会で検討を進めている人材システムの詳細な制度設計において留意すべきことは何かということで、これについても広田委員から事前に御意見いただいておりますので、事務局の方から御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

○農村計画課長

それでは、2点目の論点、人材の関係ですね、代読させていただきます。

研修プログラムの充実はもちろんだが、学んだ技術を生かす機会を十分に用意することも同じぐらい重要。こうした技術は実践の場数によって飛躍的に高まるため、例えば中山間直接支払の集落戦略や人・農地プランの実質化などの場を実践の場に使うこともできるのではないかと。コーディネーターにはしかるべき報酬を用意すべき。それから、大学のインターンシッププログラムとの連携も考えられる。とりあえずは配付資料に書かれているような関係組織、団体等の職員、それから、スタッフを訓練するのでよいと思う。一般のNPOのスタッフや会員で合意形成技術に長けている人材は増えているように思う。農業分野以外に目を向ければ、こうした人材はまだまだ眠っているのではないかと。

以上でございます。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、皆様方から御意見いただきたいと思います。どなたか御発言ございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、田口委員、お願いいたします。

○田口委員

人材育成について眠っているというのは確かにそうなんですけれども、私はこれこそ地域おこし協力隊は可能性があるんじゃないか。先ほど小田切先生は農業の協力隊という御指摘をされていましたが、協力隊の皆さんはかなり経験値の高い方が多いということと、基本的にコミュニケーション能力の高い方が非常に多いという印象です。そういう意味で言うと、彼らが地域に定着するときのこれも先ほどの半農半Xではないですけれども、やっぱり他業という方向性が妥当だろうと我々は議論しているんですけれども、そういう中の一つにコーディネート機能ということはしっかり必要かなというふうに思っています。

広田先生がおっしゃっているようなしかるべき報酬というのはすごく重要だと思うんですが、これはどうしても行政の中での人件費に対する認識が非常に低いということもあって、特にこういう付加価値的な間をつなぐ合意形成に関しては、ものすごく単価が安く抑えられてしまって、それだけだとほとんど赤字になってしまうということが実態としてあります。ですので、例えば予算をどう確保するかもあると思うんですが、例えばまちづくりのコンサルタントみたいなところだと、国交省が技術者単価というのをを出していて、それに基づいたきちんとした妥当な人件費の提示というのをしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

国交省のものは建築技術者とか設計技術者ですので、それも建築設計なのかコンサルティングなのかとあって、やっぱりコンサルティングに関してはちょっと高いんじゃないかという指摘もあるんですけれども、ただ、やっぱりそういうように今非常に安く抑えられてしまっている人件費みたいなものに多少基準額みたいなものを設けて、妥当な金額を出していく必要があるのではないのかなというふうに思っておりますので、是非こういったところも検討いただくと、特に現場で若いがゆえに苦しんでいる方がたくさんいらっしゃるので、そのあたりを前向きに検討できたらいいなというふうに思っています。

○池邊座長

ありがとうございました。

ほかに御意見、いかがでしょうか。

それでは、お願いいたします。高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

実際にどれだけ多くの現場で話し合いを進めていっても、最終的に実践活動に移らなかったら全然意味がないことだと思っています。その時に一番重要になってくるのは、やっぱり住民の近くにいる人、それとずっとそれを見守ってあげる人がいないと実践は厳しいと思います。

これをコンサルタントに任せてできるかといったら、それは無理だと思います。やっぱり中心になるのは、区市町村の職員であり、そこが本気になってもらわないと駄目だと思います。

先ほどコミュニティーセンターの話をしましたが、その中で行う話し合いでは、例えば後継者の問題であったり、移住のことであったり、区市町村が行っている様々な施策を解決するための提案や材料がたくさん出てきます。それを区市町村が活かしていくためにも、住民の一番近くにいる市町村・県が中心になって進めていくべきだと思います。

この辺のところを区市町村には、本気になって考えてもらいたいと感じています。そこに区市町村職員をどうやって導くか、技術を付けていくかということは、重要なことだと考えています。

○池邊座長

ありがとうございました。非常に具体的な御意見を頂きました。

ほかに御意見、いかがでございますでしょうか。

それでは、笠原委員。

○笠原委員

ありがとうございます。笠原です。聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

先ほど田口先生の方からあった地域おこし協力隊の活用と申し上げたら大変失礼なんですけれども、この方々の持っている力というのはやはり大きいと思います。それなりの年数、3年間、その後また定住されているような方々であれば地域の中の皆さんの顔も知っていますし、逆に知ってもらっていますし、知ってもらった努力をしてきた方々が定住されているという面もあると思いますので、地域おこし協力隊の方々をお願いをしてというのは

一つ必要な部分かなとも思います。

もう一つは、これも全く個人的に思っていることですが、市町村のOB、市町村職員のOBですね。平成の大合併前に採用されて退職された方々というのは、旧町村の集落の中にかなり入り込んでいらっしゃる方々です。そういった方々の信頼度はとても厚くて、あの人が言うんだったら話を聞いてみようかとか、取りあえず一緒に頑張ってみようというふうに地域の中での信頼度はとても大きいので、例えばですけれども、これから先ほど提示のあった人材育成のシステムで育ち上がってくる方々の前に、その方々にお骨折りを頂いて、先ほど広田委員の方から話のあった報酬をきちんとお支払いしていく、そういった形も必要なかなと思います。

OBの方々に聞いていますと、実は年に二、三度OB会などを開いて地域の中のいろんな話をしていらっしゃるようです。市町村合併前からの旧町村単位であれば、そういった細部にも目が届く方々が大変多いですし、現職の市町村の職員の方々とのつなぎ役としても大きなお力を發揮してくださるのではないかなというふうに私自身は思います。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。農業の方ではあれかもしれませんが、まちづくりの方では、都市計画の方ではかなりそういった県庁OB、市町村OBがそういう役割を担っているところというのはかなり事例があって、震災なんかのときにもそういうところが結構活躍したところがあるかと思うので、是非ともそういった形が実現できるといいと思います。

ただ、その場合にやっぱり報酬が明確になっていないというようなところがございますので、今回もコーディネーターにはしかるべき報酬を用意すべきという広田委員の明記がございますけれども、そのあたりの考え方というのはきちっとすべきなのではないかと思います。

ほかにございますでしょうか。いかがでしょうか。

安藤委員、いかがですか。

○安藤委員

今御指摘がありましたように、やはり役場の職員の方や職員のOBの方々が頑張っている地域は活力があるように感じています。山口県の長門市だったと思いますが、そこでは役場を辞めた後、地元でNPOに参加したり、自らNPOを立ち上げたりといった動きがみられ、そ

ういう取り組みを行う人たちがかなり多く、彼らが地域を強く支えていると見ておりました。

そうした市町村もあれば、逆にそうではない市町村もあって、これは何故なのだろうということをもう少し考えてみる必要があるかもしれません。市町村にそれぞれの文化というか歴史というか、そういうものがやはり脈々と続いているように感じています。そうした人材を輩出して頑張るところは脈々と続いているのですが、それがなくなるところをどうするかを考えていかないといけないと思います。優良事例は生まれるべくして生まれ、そして、その優良事例はずっと続いてきているのに対し、そうではないところはなかなか大変な状況が続いているのではないかと。全国各地の市町村を見ているとそのようなことを感じます。

そのときにやはり結構大きなきっかけとなるのは首長さんの判断です。首長さんがかなり思い切ったことをされるという決断をし、「こういうことをやりたい」ということで役場の職員の方々を信頼してお任せすると、そうした動きが出てくるのかもしれませんが。そして、そうした先輩を見ていて下が続いてきて、動きが継続していくと市町村のやる気というか、頑張ろうという意欲も生まれてくるかなと感じているところです。

それから、もう一点あります。土地利用に関して地域のどこに働きかけを行っていくことに関してです。そのときに課題となるのは集落や地域をどう動かすかにあると思うのですが、既存の組織といえはよいのでしょうか、農事実行組合とか生産組合とか自治会のようなものに対して働きかけを行って、そうした既存の組織の中から地域の再活性化を目指していくのがよいのか、それとも外からいろんな人たちを連れてきて新しい組織を立ち上げる形で地域の活性化を図っていった方がよいのか。これまでは前者だったと思いますが、既存の住民が減ってくる中で少し考えて取り組まなければならないという気がしています。

ただし、私の個人的な考えとなりますが、やはり集落が大切で、そこがかなり日本の場合には資源管理も含めると重要な役割を果たしているように思っています。やはり集落が頑張ろうという意識を持てるような、あるいは持ってもらえるような、そういう支援も行いながら、そこが力を発揮してもらうことが一番重要ではないかと思っております。そのためにはそうした取り組みを支えるお金が必要となってきます。先ほどまでのお話ですと、集落ごとに自由度のあるお金があるといろんなことができそうだということだったかと思いますが。大きい集落協定を作って、そして、そこに大きなお金をためて大きな仕事をしていこう、というお話が高橋委員からあったと思います。そういう点でやはり中山間地域等直接支払制度の交付金は裁量性が高く有効だと思います。そうした集落交付金にあたる事業や予算はないのですが、そうしたお金を地域に配っていくことができれば、まさに地元からのボトムアップ的な動きが生まれて

くるのではないでしょうか。

もっとも、そうしたお金を配ったとしても、どれくらいの地域がそれに反応してくれるかというと、大昔のふるさと創生1億円の配分の成果をみれば明らかではありますが、そのようなことも地域にやる気を出してもらうためには必要なのではないかと思います。

私からは以上になります。

○池邊座長

ありがとうございました。非常に具体的な御示唆を頂きました。

ほかにございますでしょうか。いかがでしょうか。

御意見の中には様々な話があったかと思うんですけども、やはり今回の例えば35ページの具体的な研修の対象者とかそういうところを見ると、その人たちが具体的にできるのかという部分と、あと、その方々に支払うお金というか報酬をどういう形で用意するのか、あるいはその方々の具体的にここの中では地域おこし協力隊が皆さんの中では非常に重視されているなどというふうに思ったんですけども、そういうところが入っていないところもまだまだ多々あって、今私はやはり地域の中の農村の中では、うまくいっているところはどんどんそういう人たちが入って、大学の先生も入り、こういう地域おこし協力隊も入り、また、若い戻るUターン、Iターンなどの人材も入りという形でどんどんうまくいっているんですけども、逆に言うと、そうでないところはなかなかそれもうまいかないというような感覚があるんですけども、そのあたりも含めて、逆に言えばそういうところが今後も獣害とかも含めて非常に管理が難しくなっていく部分になってくるので、やはりそういった管理、全体の農村地域の管理というふうに考えたときにどういうものが必要かというようなところも含めて何か御意見いただければと思うんですが、いかがでしょうか。なかなか難しいでしょうか。

ちょっとお顔が見えませんが、林委員はいかがでしょうか。

○林委員

すみません。もう皆様おっしゃられたとおりでなと思って聞いていたところではありますけれども、人材ということだと、もちろん適切なペイを準備するというのも大切ですし、あと、聞いてみると、やっぱり毎年の事務作業がすごいことになっていて、それは何とかならんかみたいな話もありますし、例えばそういったところだけでもサポートするようなものとかもあっていいと思います。細かく見ていけば、またいろんなものがあると思うので、その辺も

丁寧に見ていくべきなんじゃないかなというふうに思ったのが一つと、あと、人材ということなんですけれども、先ほどちょっと最後にお話が出ましたけれども、じゃあどうにもこうにも厳しいところはどうするのかというところで、やはりある程度いろんなものを簡素化していったり、あるいはしっかりと次につながるような形で畳んでいったりとか、いろんなことを考えなくちゃいけないと思うんですけれども、恐らくそういうところを縮小するということを前提とした議論の支援ができる人は、多分ほとんどいないんじゃないかな。

なので、そういったところもやはり、これからこの村を小さくしていくという方が活躍するようになってほしい、とかそういう意味ではなくて、もちろん頑張るのは当然として、頑張れないというところにも何かいい案が出せるような人材を今後増やしていかなくちゃいけないという視点も必要かなと思いました。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。今のお話も含めて39ページの農村における所得と雇用機会の確保に向けた施策検討対象ということで、実際には女性もこういう活用をされてうまく地域がなっていくと。農業経営と他の事業を組み合わせで多角的に事業を展開するというで、一次産業から三次産業又は六次産業までいろいろ出ているんですけれども、なかなかこういうふうにはうまくいかないというのが今の現状ですし、また、コロナのこともあり、なかなか難しいところがあるのかなというふうに思います。

ただ、逆に言えば、コロナというのは都市にいる人間が地域に戻るのが今は止められているというところもありますけれども、逆に言えば、雇用という意味では何かしらの雇用機会というのをいろんな形で出せば、いい人材が確保できるという機会でもあるのかなというふうに考えていますので、ここで言う下の方に事業体の類型ということで、地域商社型とか地域運営組織型みたいな形が出ていますけれども、こういうものをうまく活用していくと、このコロナ時代の中から新しい地域経営みたいなものが生まれていくのかなというふうに考えておりますけれども、そのあたり何か御意見ございますでしょうか。

小田切先生、何か総括的に話しございましたらお願いいたします。

○小田切教授

ありがとうございました。各委員の御発言、それぞれアドバイスとして受け止めさせていた

だきまして、是非私たちの検討会の中でこれを御紹介させていただきます。それにかかわり、少し補足してみたいと思います。

今、池邊先生がおっしゃったように、私の認識としては、かつてのまち・むらの格差、つまり都市と農村の格差よりも農村と農村の格差、むら・むら格差と表現しておりますが、ここが拡大しているというのが現状だと思います。それで、この格差を縮小するためには、やはり基礎的な人材育成しかないと思っております。そこで大きなお金を投入するというよりも地道な人材育成をしていくことによって、先発事例を横展開していくということが必要ですので、今日アドバイスしていただいたことを、それぞれ受け止めさせていただきました。

特に2点ですが、1点目は高橋さんが強調していただきました研修後の実践力が重要な点だと。当然のこととはいえ、この言葉を改めてかみしめたいと思います。

それから、2点目は外部人材の地域おこし協力隊、こういう方々に可能性があって、その方々も参加できるような研修、この研修の中には想定しているんですが、ここもまた重視する必要があることを再確認させていただきました。その際、議論では出なかったんですが、私は集落支援員にも可能性があるというふうに思っております。御存じのように2008年に集落支援員を先に作りました。これは地元人材、役場とか農協とか農業委員会等々のOB、OG、こういった方々に集落の見守り等に活躍していただくということで集落支援員を作って、ここに都会の若者が入り込んでいるということで地域おこし協力隊ができたという経緯があります。そのような集落支援員にも大きな可能性がある。実際集落支援員の通年型といえましょうか、専任的に雇われている人数が最近増えているという実態もありますので、この方々も恐らく研修の重要な対象だろうと思っています。

以上、受け止めた内容なんですが、もう一つ議論が出ていないことで私から申し上げてみたいと思いますが、先ほども触れたことなんですが、農業改良普及組織に対する期待が私には強くあります。その議論は、この検討会でも笠原委員からなされたような、そんな議事録も読ませていただきました。かつて農業改良普及組織は、地域普及、これは地域コーディネーター機能を中心とする地域普及、そして、一方では技術を中心とするこれはスペシャリスト機能というふうに言われましたが、正にこの両者を実践していたのが普及員だと思います。

そういう意味で農水省の言うところの車の両輪のその一部を担っていたのが農業改良普及員なんですが、2004年の普及改革でこのスペシャリスト機能といえましょうか、技術普及に大きくハンドルを切って、しかも、幾つかの県では、そのハンドルの切り方がいささか極端だったという傾向が出ております。そういう意味で、このコーディネート機能にもう一度期待する、

特に半農半Xに挑戦する若者に対して技術指導をしたり、あるいはXの部分の場合によつたらサポートしていただいたりとか、あるいは地域運営組織の組織化、つまり集落を越えたような組織のためのワークショップの実践、こういったものにも期待できると思います。もちろんスマート農業やGAPなどで忙しい普及員ですが、一方で私も聞きますと、むしろ若い普及員ほど地域づくりに関わりたいといった気持ちが高まっているというんですね。これはきちんと検証する必要がありますが、しかし、私が幾つか聞いた件ではそういった傾向がありますので、こういった方々にも期待したいと思います。

そういう意味で、農水省の両検討会にわたる検討がそこまでたどり着くのかどうか、いろいろ所管の問題等々あると思いますが、是非何らかの形で検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。非常に多角的な御意見と、あと、最後に意見の出ていなかった開発委員会の今後の位置づけといいですか、より活発にやっていける普及員の役割といいですか、その辺が明確になったのかなというふうに思っております。

私もやはりこの業界におりますと、私、実は国土交通省とか文化庁とかでも復興の地域に実際に入って、陸前高田に入っていたんですけども、やっぱりそこでも実際に出てくるのはみんな男性ばかりで、女性の方はお茶を後ろで用意するだけと。でも、実際には女性の方々が地域を運営しているところは非常に多々あるわけで、そのあたりがまだまだ改善すべき部分がいっぱいあるのかなという感じがいたしております。

また、やはり先ほどの人材育成の中のいろんな図の中でも、都道府県と市町村の職員だけに、そこに頼るというのは非常に難しいですし、先ほど笠原委員なんかからも仕事の内容としてはやっぱりいっぱいいっばいで、これ以上にプラスアルファでそういうところを抱えていくというのは難しいというふうにもお話いただきました。

しかしながら、私のやはり拙い経験から言うと、コンサルとか、あるいは大学の教員が特定の場所に行って、そこで実験的にはもちろんできるんですけども、それで終わってしまうというのが一番のそういう難しさだと思いますので、そういった意味では農水省さんの新しい考え方の中で半農半Xというところをどういうふうに位置づけるのかというのと、田口委員からおっしゃられたそのところのお金のことですね。実際にコーディネーターフィーとか、その

方々がどういう立場で地域に関わるのか、そのあたりの問題が浮き彫りにされたのかなというふうに思っております。多分今後はそういうあたりの資金、そういう方々に対するコーディネーターフィーとかをどういうふうに考えるのか、あるいはそういう人たちの責任をどこまで負っていただけるのか、あるいは市町村としてどういうふうにそのあたりとのすみ分けを考えるのかというあたりが一番の課題になるのかなというふうに思っております。

時間的にはまだ少しあるようなんですけれども、皆さん方から何か最後に御意見ございますでしょうか。

小田切先生、お願いします。

○小田切教授

たびたび申し訳ありません。

先ほどの国交省の山本さんの地域管理構想をめぐってなんですが、実は国土審議会の計画推進部会に私も関わっているということもあって、そこでも申し上げたんですが、農村で考えた場合、これは安藤先生の御専門ですが、人・農地プランがこれは多分約1万5,000ぐらいだったと思います。それから、集落協定が2万数千、それから、更に多面的機能支払の活動組織これもやっぱり2万数千あって、これは当然重複があるわけなんです。その意味では実数は分からないんですが、恐らく数万のこういったプランといいましょうか、構想といいましょうか、それが農村部で動いていると思うんですね。

そういう意味で地域管理構想を農村に適用する場合というのは、こういった様々な構想に横串を刺すというか、あるいは統合する必要はないんですが、つながりを作るということを考える必要があると思うんです。そうでなければ単に構想が増えるだけになってしまいますので、この束ねる、あるいは束ねただけでなくそこで新しい価値を生む、そういう意味で農村に存在している計画のイノベーション、計画と計画が新結合することによるイノベーション、それができるような仕組みを国交省には考えていただきたいと思います。

あえて言わせていただきました。以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。正に仕組みとしては、やはり今最後、先生は国交省とおっしゃられましたけれども、正に国交省と農水省、両輪でどういうふうにここをやっていくかというのがなかなか今まで両輪と言いつつも、どっちもどっちという感じでお金の出方も責任の出方も

非常に難しかったのかなというふうに思っております。

ただ、今回39ページで実際に女性が、奥さんというか、自営でそういうことをやるというのが施策の中で自営をやる世帯の農業の主要な世帯とそうでない奥様やそのほかの家族の方を別に考えるというのは、私は農水省さんの中では非常に珍しい考え方かなというふうに思っております、ここをすごく今後伸ばしていくということによって、今までどうしても農業では男性世帯が世襲的にやっていくという中で、どうしても土地利用も土地所有あるいはコミュニティも男性が全部やっていくという形の中で女性の活力というのが、今までは活力というのがあっても何となく脇にあるというんですかね、お花のように、飾りのようにあるというような感じが私なんかはいたしておりましたので、そのあたりがもう少し中心的にてこ入れできるような形に今回の施策の考え方がうまく結実するということを願っておりますし、是非とも小田切先生にも一緒に両輪で御協力いただきたいと思います。

大体の最後の時間になってまいりましたが、何か一言というので皆さんございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

少し時間は早いんですけども、特にないようでしたら私がちょっとしゃべり過ぎておりますので、この辺で議論を終わりたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。皆様、ありがとうございました。

○農村計画課長

どうもありがとうございました。

最後にちょっと御案内をしたいと思います。資料の48ページをお開きいただきたいと思います。

昨年末、12月21日に概算決定されました来年度の予算のお知らせです。局長の挨拶にもございましたけれども、ざっと目次が並んでいますけれども、農業農村整備から始まって直払があったり、そのあと、⑨ということで、農山漁村振興交付金がございます。いろんなメニューが並んでおりますが、今日は二つぐらい御紹介をしたいと思います。

通しページで申しますと、63ページをお願いします。

63ページは、次世代型コミュニティビジネスの展開ということでございまして、農山漁村地域づくり事業体の形成等を支援するような、そういう予算を用意しております。具体的には、地域運営計画の策定のための話合いですとか、地域外からの人の呼び込み、それから、施設の改修みたいなものを支援できるようにしております。

それから、67ページをお願いします。

これは局長の挨拶にもございましたように、最適土地利用対策でございます。地域ぐるみの話し合いを通じた農地の有効活用や放牧等の粗放的な利用の取組をモデル的に支援できる、そういう事業でございます。

右下の方に問合せ先がそれぞれ予算のPR版に書いてありますので、御関心がございましたら問い合わせいただければと思います。

以上になります。

○佐藤総括

本日は池邊座長、ありがとうございました。また、小田切座長にも御参加いただき、ありがとうございました。本日は大変貴重な御意見、御審議を頂き、ありがとうございました。

次回の開催は2月の下旬を予定しております。詳細につきましては、改めて事務局より御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の検討会は閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以　　上